

大和市告示第15号

大和市総合健康診断助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年2月5日

大和市長 古谷田 力

大和市総合健康診断助成要綱の一部を改正する要綱

大和市総合健康診断助成要綱（平成21年大和市告示第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国保人間ドック」を「人間ドック」に改め、「及び本市が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者を対象に行う総合健康診断（以下「後期人間ドック」という。）」を削る。

第2条中「国保人間ドック及び後期人間ドック（以下「人間ドック」という。）」を「人間ドック」に改める。

第4条を次のように改める。

（対象者）

第4条 人間ドックを利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 人間ドックを利用しようとする日に大和市国民健康保険の被保険者としての資格を有している30歳以上の者
- (2) 大和市国民健康保険条例第12条に規定する国民健康保険税に滞納がない世帯に属する者
- (3) 大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）第3条に規定する市税及び大和市下水道条例（平成6年大和市条例第22号）第16条第1項に規定する下水道の使用料（以下「市税等」という。）に滞納がない者又は市税等の滞納において、納付の相談を行い、若しくは分納誓約を行った結果、自主的な納付が見込めると判断された者

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項の手続は、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号）及び大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年大和市規則第61号）の規定の例により、同条例第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

第8条中「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「（昭和57年法律第80号）」を加え、「申請者」を「利用者」に改める。

第9条第2項中「申請者」を「利用者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の大和市総合健康診断助成要綱の規定により助成した同要綱第1条に規定する後期人間ドックに係る同要綱第9条から第11条までの規定による結果報告、検査機関に対する支払等及び返還については、なお従前の例による。